

武庫川学院における公的研究費の適正な管理・運営のための基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、国、独立行政法人等から配分される競争的資金、私学助成等の教育研究活動を支援する基盤的経費その他文部科学省の予算配分又は措置により行われる研究活動を適正に管理・運営する体制構築のための基本方針を示し、もって学内規程等の整備と公的研究費の不正使用の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 基本方針において、公的研究費とは、私学助成等の教育研究活動を支援する基盤的経費、競争的資金等のうち、武庫川学院（以下「学院」という。）が設置する武庫川女子大学及び武庫川女子大学短期大学部（以下「本学」という。）で使用する全ての経費をいう。

また、研究費の不正使用とは、法令及び研究費を配分・措置した機関（以下「配分機関」という。）が定める規程等並びに学内規程等に違反する経費の使用をいう。

(責任体系)

第3条 学院は、公的研究費の管理・運営を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、部局責任者及び事務責任者を置き、これを公表する。

- 2 最高管理責任者は理事長とし、不正防止対策の基本方針を定め、学院全体を統括し、公的研究費の管理・運営及びコンプライアンス推進について最終責任を負う。
- 3 統括管理責任者は学長とし、最高管理責任者を補佐し、基本方針に基づいた具体的な対策を策定するなど、公的研究費の管理・運営及びコンプライアンス推進について本学全体を統括する責任と権限を持つ。
- 4 コンプライアンス推進責任者は事務局長とし、統括管理責任者を補佐してコンプライアンス推進、公的研究費の管理・執行の確認及び改善指導について学院全体を統括する責任と権限をもつ。
- 5 部局責任者は、学院経理規程（以下「経理規程」という。）第44条に定める予算責任者とし、当該部局における公的研究費の管理・運営及びコンプライアンス推進について実質的な責任と権限を持つ。
- 6 事務責任者は経理規程第7条に定める経理責任者とし、研究費の経理について責任を負う。
- 7 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び部局責任者に対して、研究費の運営・管理状況を報告させ、必要に応じて改善措置を命ずるものとする。
- 8 最高管理責任者は、本学の構成員の行動規範及び不正に係る調査の手続き等を明確にした規程を定める。

(事務処理手続きの明確化・統一化)

第4条 学院は、公的研究に係る事務処理手続きに関する学内規程等について、常に見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

また、構成員に対して当該規程等の周知徹底を図るとともに、その浸透状況を把握する。

- 2 研究費の事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口として手続き相談窓口を設置する。

(職務権限の明確化)

第5条 学院は、研究費の事務処理に関する権限と責任を明確に定め、それに応じた体制を構築する。

(不正防止計画)

第6条 学院は、最高管理責任者の下に不正防止計画・コンプライアンス推進に係る部署（※1）を置く。

- 2 不正防止計画・コンプライアンス推進に係る部署は、不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び進捗管理を実施する。また、構成員の意識の向上を図るための活動を行う。
(公的研究費の適正な管理・運営)

第7条 学院は、前条第2項に基づき策定される不正防止計画を踏まえ、実効性のある管理・監査体制を構築し、公的研究費の適正な管理・運営を行う。

(通報等)

第8条 学院は、公的研究費の不正使用に係る通報を受け付ける窓口を人事部人事課に設置する。

- 2 受付窓口は武庫川学院公益通報等に関する規程に基づき運営する。

(調査等)

第9条 学院は、本学内外からの通報及び内部監査により、公的研究費の不正使用の調査が必要と認められた場合には、公正な調査を行う。

- 2 学院は、公的研究費の不正使用に係る調査体制及び調査結果を最高管理責任者へ報告する体制を整備する。

(モニタリング体制)

第10条 不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、実効性のあるモニタリング体制を次のとおり整備する。

- (1) 不正防止計画・コンプライアンス推進に係る部署は、学院全体の視点から通常の業務に組み込んだ日常的モニタリングを実施する。
- (2) 内部監査では、会計書類の形式的要件のチェックのほか、管理運営体制の整備・運用状況についても監査する。
- (3) 内部監査では、不正防止計画・コンプライアンス推進に係る部署との連携を強化し、リスクアプローチ監査を実施する。
- (4) 監査室は、監事及び会計監査人と本学内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換等を行い連携の強化を図る。

(※1) 公的研究費の不正防止計画・コンプライアンス推進に係る部署については、当面の間、事務局長を委員長とする本学の職員及び学外者をもって組織した委員会をもって充てることとする。

